

議 案 第 30 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

定年引上げを目的とした地方公務員法の改正を踏まえ、60歳を超える職員の
給与の取り扱いに関する特例を設けるほか、所要の改正を行うため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（初任給、昇格、昇給等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、規則で定める期間における<u>その者の勤務成績</u>に応じて、行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員の昇給は、行わないものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、教育職俸給表の適用を受け、かつ、55歳を超える職員の昇給は、第3項各号列記以外の部分に規定する日に、同項に規定する期間における<u>その者の勤務成績</u>が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～9（略）</p> <p>10 <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の俸給月額</u>は、その者に適用される俸給表の再任用職員の項に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（初任給、昇格、昇給等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、規則で定める期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員の昇給は、行わないものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、教育職俸給表の適用を受け、かつ、55歳を超える職員の昇給は、第3項各号列記以外の部分に規定する日に、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～9（略）</p> <p>10 <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額</u>は、その者に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる<u>基準俸給月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、<u>勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除し</u></p>

11 (略)

第5条の2 再任用職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による俸給月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定

て得た数を乗じて得た額とする。

11 (略)

第5条の2 削除

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定

める期間をいう。以下同じ。)につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第6に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) (略)

3~5 (略)

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外に

める期間をいう。以下同じ。)につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第6に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) (略)

3~5 (略)

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時

した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4～6 （略）

（期末手当）

第20条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 （略）

（勤勉手当）

第20条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」

間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4～6 （略）

（期末手当）

第20条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 （略）

（勤勉手当）

第20条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの

という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額を合算した額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第20条の5 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸(再任用職員、任期付フルタイム勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。

3 第1項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。)及び実習助手をいう。

4 (略)

日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額を合算した額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第20条の5 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸(定年前再任用短時間勤務職員、任期付フルタイム勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。

3 第1項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。)及び実習助手をいう。

4 (略)

(再任用職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第20条の8 第10条、第11条及び第11条の3の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

(給与からの控除)

第22条 市長は、職員に給与を支給する際次に掲げるものを職員の申出により当該職員の給与から控除することができる。

- (1) (略)
- (2) 千葉県市町村職員共済組合が行う共済貯金の積立金
- (3) 全国市長会が行う任意共済保険の保険料
- (4) 全国都市職員災害共済会が行う火災共済事業の掛金
- (5)・(6) (略)

附 則

1・2 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第20条の8 第5条第2項から第8項まで、第9条の4、第10条、第11条、第11条の2第3項及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

(給与からの控除)

第22条 市長は、職員に給与を支給する際次に掲げるものを職員の申出により当該職員の給与から控除することができる。

- (1) (略)
- (2) 千葉県市町村職員共済組合が行う共済貯金の積立金、物資購入代金、各種保険の保険料及び個人年金の掛金
- (3) 全国市長会が行う各種保険の保険料及び個人年金の掛金
- (4) 全国都市職員災害共済会が行う各種共済の掛金
- (5)・(6) (略)
- (7) 千葉県市町村職員互助会に係る掛金

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、職員の俸給月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第5項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げ

るものとする。)とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 松戸市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年松戸市条例第 号）による改正前の松戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年松戸市条例第20号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員
- (3) 松戸市職員の定年等に関する条例（以下「職員定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

5 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

6 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給さ

れる職員の受ける俸給月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

8 附則第5項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

9 附則第5項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第20条第5項（第20条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による俸給月額、附則第5項の規定による俸給その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

行政職俸給表

職員の区分	(単位 円)								
	職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
(略)									
再任用職員及び 事務職及び 事務職以外 の職員		—	—	215,200	235,200	255,200	—	—	—
任期付職員	(略)								

備考 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職俸給表

職員の区分	(単位 円)								
	職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
(略)									
定年 前任用 職員 及び 事務職 以外 の職員		—	—	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	—	—	—
再任用職員		—	—	255,200	274,600	289,700	—	—	—
任期付職員	(略)								

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

医療職俸給表 (一)

職員の区分	(単位 円)				
	職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
(略)					
再任用職員及び任期付職員以外の職員の職		338,600	393,000	466,000	565,900
任期付職員	(略)				

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

医療職俸給表 (一)

職員の区分	(単位 円)				
	職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
(略)					
定年制再任用短期勤務職及任期付職員以外の職員の職		338,600	393,000	466,000	565,900
任期付職員	(略)				

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

医療職俸給表 (二)

職員の区分	職務の称号	(単位 円)						
		1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
専任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	(略)							
		—	—	215,200	235,200	255,200	—	—
任期 付職 員	(略)							

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

医療職俸給表 (二)

職員の区分	職務の称号	(単位 円)						
		1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
定年 前重 任用 臨時 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	(略)							
		—	—	—	255,200	274,600	289,700	—
定年 前重 任用 臨時 用職 員	(略)							

備考 (略)

別表第4 (第3条関係)

医療職俸給表 (三)

職員の区分	(単位 円)						
	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
職務の総号 (略)							
再任用職員及び任期職員以外の職員			215,200	235,200	255,200		
再任用職員							
任期付職員							

備考 (略)

別表第4 (第3条関係)

医療職俸給表 (三)

職員の区分	(単位 円)						
	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
職務の総号 (略)							
定年退職予定職員及び任期職員以外の職員			255,200	274,600	289,700		
定年退職予定職員							
任期付職員							

備考 (略)

別表第5 (第3条関係)

教育職俸給表

職員の区分	(単位 円)				
	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
(略)					
再任用職員及び任期付職員以外の職員の職	227,500	271,100	298,100	324,400	405,200
任期付職員	(略)				

備考 (略)

別表第5 (第3条関係)

教育職俸給表

職員の区分	(単位 円)				
	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
(略)					
定年制職員及び任期付職員以外の職員の職	227,500	271,100	298,100	324,400	405,200
定年制職員	(略)				

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第3項から第10項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の俸給月額を、当該暫定再任用職員が改正後の条例第5条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務に応じた額に、松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第3項、第20条の4第2項第2号及び第20条の8の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第12条第2項第2号、第15条第2項及び同条第3項の規定を適用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。